

## 滑川市自治公民館建築費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、滑川市補助金等交付規則（昭和38年7月9日規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、滑川市自治公民館建築費補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (補助金の交付)

第2条 市は、町内会が社会教育の振興を図るために行う自治公民館の建築に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

### (補助金の交付要件)

第3条 前条に規定する補助金の交付要件は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 町内会が設置する公民館の建築事業であること。
- (2) 当該地域内における公民館として適切な設計であること。

### (補助対象及び補助金)

第4条 第2条に規定する公民館の建築に要する補助対象経費及び補助金額は別表に定めるとおりとする。

(交付申請)

第5条 規則第3条に規定する補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、添付すべき書類は、それぞれ次の各号に定めるところとする。

- (1) 建築計画書(様式第2号)
- (2) 建物の平面図及び立面図(各室ごとの用途、室名を記入のこと)
- (3) 補助事業に要する経費の明細書

(変更の承認)

第6条 補助金の交付の決定通知を受けたものが前条に掲げる書類の記載事項に、次の各号の1に該当する重要な変更を加えようとするときにはあらかじめ市教育長の承認を受けなければならない。

- (1) 建築場所の変更
- (2) 建物の構造の変更
- (3) 工事期間の変更

(事業開始の届け出)

第7条 補助金交付の決定通知を受けたものが建築工事に着手したときは速やかに工事着手報告書を市教育長に提出するも

のとする。

(実績報告書)

第8条 規則第12条の規定による実績報告書の様式は、様式第3号によるものとする。

附 則

この要綱は昭和46年分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は昭和50年分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は昭和51年分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は昭和52年分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は昭和53年分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は昭和54年分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は昭和55年分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は昭和56年分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は昭和57年分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は昭和58年分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成7年分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成13年分の補助金から適用する。